

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	森林組合法			法令番号	昭和53年法律第36号		
手続名	業務停止、役員改選命令			根拠条項	第113条第2項		
処分基準	第113条第2項の規定による組合の業務停止及び役員の改選命令に係る処分の基準は、同項の規定のとおりとする。						
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	目次No.	32